

通学形態変更届(自宅外通学)

本様式作成に当たっては必ず別紙の記入例をご参照ください。
自宅外通学の申請には給付様式35に加えて賃貸借契約書などの証明書も併せて必要です。
自宅外通学要件確認チャートにて必要な証明書類をご確認ください。

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。
第一種奨学金の貸与月額については、諸規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあることに同意し、併給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規定の定めに基づき、第一種奨学金貸与金として取り扱うことに同意します。

Table with columns for submission date (提出日), birth date (生年月日), student ID (学籍番号), and name (氏名(自署)).

黒い太枠線内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。未記入の場合は不備返送となります。

Main form grid for university details (大学, 学部, 学科) and student ID (奨学生番号, 採用候補者決定通知登録番号).

通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

Large form grid for application details including residence date (自宅外への入居日), contract period (契約期間), and specific requirements (自宅外要件).

(注1) 自宅外通学事務処理センターに自宅外通学に係る証明書類が到着した日となります。
(注2) 自宅外通学の変更期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。
(注3) 家賃・寮費発生年月日は支払日・口座振替日ではありません。(例: 2024年4月1日から2025年3月31日までの契約期間で、家賃が4月1日から発生している場合は2024年4月1日を記入。)

通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規程に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。
選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願(届)出してください。
通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要となります。(学校を通じてお渡します。)

自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。

別紙「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本届にホチキス留めて提出してください。 ※提出された書類は返却しません。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

Table for confirmation of required documents based on application categories (A-G).

Table for contact information including phone number (011-852-9177) and school ID (30100600).

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

記入方法【イ-裏面】

自宅外通学要件確認チャート(裏面)

※2	入寮の事実の証明	<p>在寮(入寮)証明書、入寮許可証など以下の4項目が記載されているもの [①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮日(または入寮期間)、④寮費(部屋代)の発生の事実] 支給始期年月より前から入寮している場合、支給始期年月以降の日付で学校が証明している必要がありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寮費や入寮義務の証明は学校のパンフレットや寮の規則のコピーの添付でも可能 在寮証明書等に学校の担当部署による追記および学校の印を押印した証明でも可能 パンフレットや寮の規則は必ず学校名が確認できるものであること ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学扱いとなる。(水道光熱費、食費、医療費、共益費は寮費(部屋代)とみなさない) ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください「入寮(入所)証明書」 「入寮(入所)証明書」は自立援助ホームの入所証明としても利用できます。
※3	賃貸借契約書	<p>以下の5項目が全て確認できる箇所をコピーしたもの [①契約期間、②借主および貸主、③入居者、④家賃、⑤物件の所在地] 重要事項説明書や保証委託契約書のみの提出は不備になります。賃貸借契約書をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書のコピーの提出でも可。 ・賃貸物件ではない他者の持家に入居している場合は個人間契約に該当(※7参照)
※4	領収書 又は 支払実績証明書	<p>奨学生又は生計維持者が自宅外通学を開始した年月に家賃を負担していることを証明する書類 以下の①～⑦の項目が記載されているもの [①宛名、②対象となる物件名(又は所在地)、③家賃を領収した旨、④金額、⑤何月分の家賃の領収書か(自宅外通学を開始した月の分であること)、⑥不動産業者(又は家主)の証明と押印、⑦発行日]</p> <p>※不動産業者発行の場合は賃貸借契約書に記載された不動産業者が発行したもの(不動産業者が変更になった場合は、変更したことが分かる書類(例:管理会社変更の通知等)の添付も必要)</p>
※5	居住証明書	<p>不動産業者又は家主が発行する、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するための書類 以下の①～⑥の項目が全て記載されているもの [①所在地、②貸主及び借主、③入居者、④契約期間、⑤賃料、⑥本人と生計維持者が別居している旨の記載]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピーで代えることが可能。(※入居者欄に生計維持者の記載のないもの、被保険者が奨学生1名と確認できるもの) ・賃貸借契約書に記載のない不動産業者が発行した場合は、別途不動産業者が変更になったことがわかる書類(例:管理会社変更の通知等)の添付も必要 ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」
※6	契約期間外の証明	<p>契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要(自動更新欄の提示は不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー(契約期間を更新した以降の月のもの) ※請求書は不可です ・家賃の領収書又は支払実績証明書(※4)(不動産業者又は家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(※3)
※7	個人間の賃貸借契約	<p>親戚の持家に住んでいる等、賃貸借契約書が発行されない場合に自宅外通学の証明となるもの 奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものの提出が必要 以下の①～⑧の項目が記載されているもの [①家賃を支払っている物件の住所、②奨学生氏名、③入居日、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主の署名、⑦本人の署名、⑧契約日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」

自宅外通学を開始した年月とは、自宅外へ入居かつ自宅外要件を満たした月のことです。

(例)2024/4/1に親元を離れた住居へ入居したが、家賃は2024/6/1から発生する。⇒自宅外要件を満たす月は2024/6となる。

(例)同居していた親が、2024/10/31に自宅外要件を満たす遠方に転居した。⇒自宅外要件を満たす月は2024/10となる。

(例)2024/4から自宅外通学だが、給付の始期が2024/10である。⇒自宅外要件を満たす月は2024/4だが、2024/10に自宅外通学をしている証明が必要。

記入方法【ウ】

【証明書類との照合例】
該当する対象区分が【C,D,E,F,G】の場合

給付(新制度)

通学形態変更届(自宅外通学)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター進学前に提出する場合、採用候補者決定通知登録番号を必ず記入してください。
(その他の注意事項は 記入方法【ア】をご確認ください。)

提出日	西暦 2024 年 4 月 21 日
生年月日	西暦 2005 年 10 月 1 日
学籍番号	202411

日本学生支援機構	大学 短期大学 学校	奨学金	学部 課程	給付	学科(科) 研究科	1 年次	フリガナ	イクエイ ユウ			
							氏名 (自署)	育英友 ①			
奨学生番号			又は					採用候補者決定通知登録番号		進学届入力日	
			9 9 9 9 9 9 0 1 - 1 0 5 - 0 0 0 1 1							4月 1日	

自宅外通学要件 及び提出書類の確認	「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 (該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付) ⇒ □A □B □C □D <input checked="" type="checkbox"/> E □F □G		
② 自宅外への入居日	西暦 2024年 4月 3日	入居	→入居月(または採用決定月)から届出日(注1)まで3カ月以内→入居日の属する月が変更始期(注2) →入居月(または採用決定月)から届出日(注1)まで3カ月経過→届出日の属する月が変更始期(注2)
③ 契約期間	西暦 2024年 3月 25日	～	西暦 2026年 3月 24日
④ 家賃・寮費発生年月日 (注3)	西暦 2024年 5月 1日	いずれかに該 当する場合☑	<input checked="" type="checkbox"/> フリーレントにより、左に記載の年月日から家賃・寮費発生。 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当。
⑤ 自宅外住所	東京都目黒区駒場4-5-29 駒場マンション 3階 301号		

賃貸借契約書

名称	駒場マンション 3階 301号		
住所	東京都目黒区駒場4-5-29 ⑤		
構造	鉄筋コンクリート造(5階建)		
種類	共同住宅 ②③④	タイプ	1K
契約期間	2024年3月25日(入居開始可能日)～2026年3月24日		
家賃	月額 35,000円	家賃支払方法	毎月27日までに翌月分を口座振替にて支払う
共益費	月額 3,000円		
家賃振替口座	育英銀行	口座番号	(普通) 1111111
	本店	フリガナ	シエンキコウ
		口座名義	支援機構

契約条件の詳細

駐車場	駐車位置: 指定の場所に駐車してください。
自転車等	自転車置場: 有

特約条件

- 2024年5月分から家賃は発生する。④
- 期間内の違約金は、契約開始日より1年未満で賃貸借契約が解約となった場合は

契約日	2024年 3月 10日	
貸借人	住所	〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
	氏名	奨学 一郎
貸借人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
	フリガナ	イクエイ ユウ
	氏名①	育英 友 <small>氏名が一致していない場合は 下記※1または※2を確認してください。</small>
連帯保証人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
	フリガナ	イクエイ タロウ
	氏名	育英 太郎

仲介業者

免許番号 ○○○免許 東京(○)第○○○○号
株式会社 支援機構不動産 産構市
代表取締役 支援 一郎 /不援
印動機

②の入居日は③の契約期間内の日付になります。契約期間開始日と必ずしも一致しません。

④の家賃・寮費発生年月日は一般的に契約期間・入所期間の開始日にあたりますが、フリーレント等の特約により差異がある場合は④のうえ、正確な発生年月日を記入してください。
この例では2024年4月分がフリーレントとなっていますので、家賃・寮費発生年月日は2024年5月1日となります。

※1. 賃借人が奨学生以外になっている場合、自宅外通学要件確認チャートにて該当する対象区分(C～G)を確認のうえ、各区分に応じた提出書類が必要になります。

※2. 改姓・改名により給付様式35の奨学生氏名と賃貸借契約書記載の賃借人または入居者氏名が一致しない場合、運転免許証のコピーや住民票の写しなど、変更前後の氏名が記載されている書類の添付が必要です。